公益社団法人群馬県柔道整復師会 会費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県柔道整復師会(以下「本会」という) の定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な 細則を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

正会員

100,000円

(入会金の納期)

- 第3条 入会金の納入方法は、一括又は5年以内の分割とする。
 - 2 一括の場合は、本会より入会承認の通知を受けた日から7日以内に納入しなければならない。又、分割納入については会長と協議の上決定する。但し、最長は5年以内とする。
 - 3 会長は、入会並びに開業、移転を認めた証として承認証を交付するものとする。

(会 費)

第4条 会員は、定額会費(年額)16,000円及び別表に定める定率会費 を納入しなければならない。

(会費の納期)

第5条 定額会費は、毎事業年度の前期と後期に納入する。

前期

8,000円(9月末日まで)

後期

- 8,000円(1月末日まで)
- 2 会員である期間が1年に満たないときも年額を納入しなければならない。
- 3 新入会員の初年度会費(年額)は、本会より入会承認の通知を受けた 日から7日以内に納入しなければならない。
- 4 休業会員は半額とする。ただし、互助会加入者は全額とする。
- 第6条 理事会は、会員にして永らく疾病に罹り営業が不可能な場合、あるいは特別の事情ある会員に対しては、第2条及び第4条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決すること

ができる。

(研修会費)

第7条 準会員は、研修会費(年額)3,000円を納入しなければならない。

(研修会費の納期)

- 第8条 研修会費(年額)は、毎事業年度の9月末日までに納入しなければならない。
 - 2 新入準会員の初年度研修会費(年額)は、本会より入会承認の通知を 受けた日から7日以内に納入しなければならない。

別 表 定 率 会 費	
月額=(前年の支給申請書総額-25万円)×定率÷月数12	
前年の支給申請書総額-控除額25万円	定率 (%)
0 ~ 25万円	0
25万1円~300万円	0. 5
300万1円~500万円	1. 5
500万1円~800万円	1. 8
800万1円以上	2

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関 する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。